

介護保険法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（委員の任期）</p> <p>第六条 委員の任期は、二年（委員の任期を二年を超え三年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）とする。</p> <p>。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県介護認定審査会に関する読替え）</p> <p>第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条、第六条第一項及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。</p>	<p>（委員の任期）</p> <p>第六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県介護認定審査会に関する読替え）</p> <p>第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。</p>